

基発0410第2号
令和6年4月10日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関する
ガイドラインの一部改正について

標記については、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第8号）及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和2年厚生労働省告示第18号）が、令和2年1月27日に公布及び告示され、令和3年4月1日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなるとともに、「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定したところである。

今般、作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第187号）が、令和6年4月10日に告示され、令和7年1月から個人サンプリング法の測定対象物質等が拡大されるため、併せてガイドラインの一部を別添1（新旧対照表）のとおり改正し、改正後のガイドラインは別添2のとおりである。

各労働局におかれては、関係事業者に対し、ガイドラインの周知徹底を図り、個人サンプリング法による作業環境測定の選択的な導入が円滑に実施されるよう、関係事業者を指導されたい。

なお、別記の団体に対し、別添3のとおり要請を行ったので、了知されたい。

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドラインの一部改正について

新	旧
個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン 第1 趣旨等 1 (略) 2 個人サンプリング法による作業環境測定の対象となる測定 個人サンプリング法による作業環境測定の対象となる測定については、個人サンプリング法の特性が特に発揮できるものとして次のとおり規定されていること。 (1) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第3に掲げる特定化学物質のうち、令別表第3第1号<u>1、3から6まで</u>又は同表第2号<u>1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物</u>（以下「個人サンプリング法対象特化物」という。）及び鉛に係る測定。 (2) ・ (3) (略) 3・4 (略) 第2～第5 (略) 第6 作業環境測定の結果及びその評価の記録の保存	個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン 第1 趣旨等 1 (略) 2 個人サンプリング法による作業環境測定の対象となる測定 個人サンプリング法による作業環境測定の対象となる測定については、個人サンプリング法の特性が特に発揮できるものとして次のとおり規定されていること。 (1) 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号。以下「令」という。）別表第3に掲げる特定化学物質のうち、令別表第3第1号<u>6</u>又は同表第2号2、3の2、5、<u>8から11まで、13、13の2、15、15の2、19、19の4、20から22まで、23、23の2、26、27の2、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げるもの</u>（以下「個人サンプリング法対象特化物」という。）及び鉛に係る測定。 (2) ・ (3) (略) 3・4 (略) 第2～第5 (略) 第6 作業環境測定の結果及びその評価の記録の保存

事業者は、次に掲げるところにより、作業環境測定の結果及びその評価の記録を保存すること。

1 測定結果

(1) (略)

(2) 記録の保存

記録の保存については、次のとおりとすること。

ア 個人サンプリング法対象特化物及び鉛に係る測定については3年間。ただし、令別表第3第1号1、4から6に掲げる物又は同表第2号3の2、5、6、8、8の2、13の2、15、15の2、19、19の4、19の5、23の2、23の3、26、27の2、30、31の2、32若しくは34の3に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等（特化則第36条第3項に規定するものをいう。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る測定（以下「クロム酸等に係る測定」という。）については30年間。

イ (略)

2 測定結果の評価

(1) (略)

(2) 記録の保存

記録の保存については、次のとおりとすること。

事業者は、次に掲げるところにより、作業環境測定の結果及びその評価の記録を保存すること。

1 測定結果

(1) (略)

(2) 記録の保存

記録の保存については、次のとおりとすること。

ア 個人サンプリング法対象特化物及び鉛に係る測定については3年間。ただし、令別表第3第1号6に掲げる物又は同表第2号3の2、5、8、8の2、13の2、15、15の2、19、19の4、23の2、26、27の2、30、31の2、32若しくは34の3に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等（特化則第36条第3項に規定するものをいう。）を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る測定（以下「クロム酸等に係る測定」という。）については30年間。

イ (略)

2 測定結果の評価

(1) (略)

(2) 記録の保存

記録の保存については、次のとおりとすること。

ア 個人サンプリング法対象特化物及び鉛に係る測定については3年間。ただし、令別表第3第1号6に掲げる物又は同表第2号5、6、8の2、13の2、15、15の2、19、19の4、19の5、23の2、23の3、27の2、30、31の2若しくは34の3に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等に係る測定については30年間。

イ (略)

別紙 1

管理濃度

1 個人サンプリング法対象特化物

ア 低管理濃度特定化学物質及び鉛に係る測定については3年間。ただし、令別表第3第1号6に掲げる物又は同表第2号13の2、19若しくは27の2に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等に係る測定については30年間。

イ (略)

別紙 1

管理濃度

1 個人サンプリング法対象特化物

法令番号 (※)	物の種類	管理濃度	法令番号 (※)	物の種類	管理濃度
令別表第3第1号			令別表第3第1号		
<u>1</u>	<u>ジクロロベンジジン及びその塩</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
<u>3</u>	<u>塩素化ビフェニル（別名 PCB）</u>	<u>0.01mg/m³</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>4</u>	<u>オルトトリジン及びその塩</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
<u>5</u>	<u>ジアニシジン及びその塩</u>	二	(新設)	(新設)	(新設)
6	(略)	(略)	6	(略)	(略)
令別表第3第2号			令別表第3第2号		
<u>1</u>	<u>アクリルアミド</u>	<u>0.1mg/m³</u>	(新設)	(新設)	(新設)
2	(略)	(略)	2	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	(略)	(略)	5	(略)	(略)
<u>6</u>	<u>塩化ビニル</u>	<u>2 ppm</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>7</u>	<u>塩素</u>	<u>0.5ppm</u>	(新設)	(新設)	(新設)
8	(略)	(略)	8	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

15の2	(略)	(略)
16	<u>シアン化カリウム</u>	<u>シアンとして 3 mg</u> <u>／m³</u>
17	<u>シアン化水素</u>	<u>3 ppm</u>
18	<u>シアン化ナトリウム</u>	<u>シアンとして 3 mg</u> <u>／m³</u>
19	(略)	(略)
19の4	<u>ジメチルー2, 2-ジクロ ロビニルホスフェイト (別 名DDVP)</u>	(略)
19の5	<u>1, 1-ジメチルヒドラジ ン</u>	<u>0.01ppm</u>
20	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
23の2	(略)	(略)
23の3	<u>ニッケル化合物 (ニッケル カルボニルを除き、粉状の 物に限る。)</u>	<u>ニッケルとして0.</u> <u>1mg／m³</u>
25	<u>ニトログリコール</u>	<u>0.05ppm</u>
26	(略)	(略)
27	<u>パラ-ニトロクロルベンゼ ン</u>	<u>0.6mg／m³</u>
27の2	<u>砒素及びその化合物(アルシ</u>	<u>砒素として0.003m</u>

15の2	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
19	(略)	(略)
19の4	<u>ジメチルー二・二-ジクロロ ビニルホスフェイト</u>	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
20	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
23の2	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)
26	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)
27の2	<u>砒素及びその化合物(アルシ</u>	<u>砒素として0.003</u>

	ン及び砒 ^ひ 化ガリウムを除く。）	<u>g／m³</u>
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		
(略)		
2～4 (略)		
5 粉じん		
物の種類	管理濃度	
一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度（単位 <u>mg／m³</u> ）	

	ン及び砒 ^ひ 化ガリウムを除く。）	<u>mg／m³</u>
(略)	(略)	(略)
備考 (略)		
(略)		
2～4 (略)		
5 粉じん		
物の種類	管理濃度	
一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度（単位 <u>mg／m³</u> ）	

	Q 当該粉じんの遊離けい 酸含有率（単位 パーセン ト）
--	------------------------------------

別紙 2

試料採取方法及び分析方法

1 個人サンプリング法対象特化物

法令番号 (※)	物の種類	試料採取方法	分析方法
令別表第 3 第 1 号			
<u>1</u>	<u>ジクロルベ ンジジン及 びその塩</u>	<u>液体捕集方法 又はろ過捕集 方法</u>	<u>一 液体捕集方法 にあつては、吸光 光度分析方法</u> <u>二 ろ過捕集方法 にあつては、高速 液体クロマトグ ラフ分析方法</u>
<u>3</u>	<u>塩素化ビ フェニル (別名 P C B)</u>	<u>液体捕集方 法、固体捕集 方法又は固体 捕集方法及び ろ過捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラ フ分析方法</u>
<u>4</u>	<u>オルトート</u>	<u>液体捕集方法</u>	<u>一 液体捕集方法</u>

	Q 当該粉じんの遊離けい 酸含有率（単位 パーセン ト）
--	------------------------------------

別紙 2

試料採取方法及び分析方法

1 個人サンプリング法対象特化物

法令番号 (※)	物の種類	試料採取方法	分析方法
令別表第 3 第 1 号			
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

	<u>リジン及びその塩</u>	<u>又は固体捕集方法</u>	<u>にあつては、吸光度分析方法</u> <u>二 固体捕集方法</u> <u>にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</u>				
<u>5</u>	<u>ジアニシジン及びその塩</u>	<u>液体捕集方法</u> <u>又は固体捕集方法</u>	<u>一 液体捕集方法</u> <u>にあつては、吸光度分析方法</u> <u>二 固体捕集方法</u> <u>にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
6	(略)	(略)	(略)	6	(略)	(略)	(略)
令別表第3第2号				令別表第3第2号			
<u>1</u>	<u>アクリルアミド</u>	<u>固体捕集方法及びろ過捕集方法</u>	<u>ガスクロマトグラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
2	(略)	(略)	(略)	2	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	エチレンオキシド	固体捕集方法	(略)	5	エチレンオキシド	固体捕集方法 <u>又は直接捕集方法</u>	(略)

<u>6</u>	<u>塩化ビニル</u>	<u>固体捕集方法</u> <u>又は直接捕集</u> <u>方法</u>	<u>ガスクロマトグラ</u> <u>フ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>7</u>	<u>塩素</u>	<u>液体捕集方法</u> <u>又は固体捕集</u> <u>方法</u>	一 <u>液体捕集方法</u> <u>にあつては、吸光</u> <u>光度分析方法</u> 二 <u>固体捕集方法</u> <u>にあつては、高速</u> <u>液体クロマトグ</u> <u>ラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
8	(略)	(略)	(略)	8	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
15の2	(略)	(略)	(略)	15の2	(略)	(略)	(略)
<u>16</u>	<u>シアン化カ</u> <u>リウム</u>	<u>液体捕集方法</u> <u>又は液体捕集</u> <u>方法及びろ過</u> <u>捕集方法</u>	一 <u>液体捕集方法</u> <u>にあつては、吸光</u> <u>光度分析方法</u> 二 <u>液体捕集方法</u> <u>及びろ過捕集方</u> <u>法にあつては、イ</u> <u>オン電極分析方</u> <u>法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
<u>17</u>	<u>シアン化水</u> <u>素</u>	<u>液体捕集方</u> <u>法、固体捕集</u> <u>方法又は液体</u>	一 <u>液体捕集方法</u> <u>又は固体捕集方</u> <u>法にあつては、吸</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

		<u>捕集方法及びろ過捕集方法</u>	<u>光光度分析方法</u> <u>二 液体捕集方法及びろ過捕集方法</u> <u>にあつては、イオン電極分析方法</u>				
<u>18</u>	<u>シアン化ナトリウム</u>	<u>液体捕集方法又は液体捕集方法及びろ過捕集方法</u>	<u>一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法</u> <u>二 液体捕集方法及びろ過捕集方法にあつては、イオン電極分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
19	(略)	(略)	(略)	19	(略)	(略)	(略)
19の4	<u>ジメチルー2, 2ージクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)</u>	(略)	(略)	19の4	<u>ジメチルー二・二ージクロロビニルホスフェイト</u>	(略)	(略)
<u>19の5</u>	<u>1, 1ージメチルヒドラジン</u>	<u>固体捕集方法</u>	<u>高速液体クロマトグラフ分析方法</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

20	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
23の2	(略)	(略)	(略)
<u>23の3</u>	<u>ニッケル化合物（ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。）</u>	<u>ろ過捕集方法</u>	<u>原子吸光分析方法又は誘導結合プラズマ質量分析方法</u>
<u>25</u>	<u>ニトログリコール</u>	<u>液体捕集方法又は固体捕集方法</u>	一 <u>液体捕集方法にあつては、吸光度分析方法</u> 二 <u>固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法</u>
26	(略)	(略)	(略)
<u>27</u>	<u>パラ－ニトロクロルベンゼン</u>	<u>液体捕集方法又は固体捕集方法</u>	一 <u>液体捕集方法にあつては、吸光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法</u> 二 <u>固体捕集方法</u>

20	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
23の2	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
26	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

			<u>にあっては、ガス クロマトグラフ 分析方法</u>				
27の 2	<u>砒素及びそ の化合物 (アルシン 及び砒化ガ リウムを除 く。)</u>	(略)	(略)	27の 2	<u>砒素及びそ の化合物 (アルシン 及び砒化ガ リウムを除 く。)</u>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
33	マンガン及 びその化合 物	<u>測定基準第二 条第二項の要 件に該当する 分粒装置を用 いるろ過捕集 方法</u>	(略)	33	マンガン及 びその化合 物	分粒装置を用 いるろ過捕集 方法	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
36	硫酸ジメチ ル	液体捕集方法 <u>又は固体捕集 方法</u>	一 液体捕集方法 にあっては、吸光 光度分析方法 二 固体捕集方法 にあっては、ガス クロマトグラフ 分析方法	36	硫酸ジメチ ル	液体捕集方 法、 <u>固体捕集 方法又は直 接捕集方法</u>	一 液体捕集方法 にあっては、吸光 光度分析方法 二 固体捕集方法 <u>又は直接捕集方 法</u> にあっては、ガ スクロマトグラ

							フ分析方法
(略)				(略)			
2 ～ 5 (略)				2 ～ 5 (略)			

令和 2 年 2 月 17 日

改正 令和 5 年 4 月 17 日

改正 令和 6 年 4 月 10 日

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関する ガイドライン

第 1 趣旨等

1 趣旨

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 65 条及び第 65 条の 2 においては、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、必要な作業環境測定を行い、その結果の評価に基づいて適切な措置を講ずることを事業者に義務付けている。さらに、作業環境測定法（昭和 50 年法律第 28 号。以下「作環法」という。）第 3 条等においては、当該作業場のうち政令で定めるもの（以下「指定作業場」という。）について作業環境測定を行うときは、その使用する作業環境測定士に実施させること又は作業環境測定機関に委託して実施することを事業者義務付けている。

今般、化学物質の管理や有害業務の状況等を踏まえ、指定作業場において作業環境測定を行う際のデザイン及びサンプリングとして、従来のものに加え、当該指定作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング（以下「個人サンプリング法」という。）を新たに規定するため、作環法の委任省令である作業環境測定法施行規則（昭和 50 年労働省令第 20 号。以下「規則」という。）、作業環境測定基準（昭和 51 年労働省告示第 46 号。以下「測定基準」という。）等が改正され、令和 3 年 4 月 1 日より施行される。

本ガイドラインは、改正後の測定基準及び作業環境評価基準（昭和 63 年労働省告示第 79 号。以下「評価基準」という。）に規定された事項のほか、個人サンプリング法による作業環境測定を適切に実施するために事業者が実施すべき事項を一体的に示すことを目的としている。

2 個人サンプリング法による作業環境測定の対象となる測定

個人サンプリング法による作業環境測定の対象となる測定については、個人サンプリング法の特性が特に発揮できるものとして次のとおり規定されていること。

（1）労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号。以下「令」とい

う。)別表第3に掲げる特定化学物質のうち、令別表第3第1号1、3から6まで又は同表第2号1、2、3の2、5から11まで、13、13の2、15から18まで、19、19の4から22まで、23から23の3まで、25から27の2まで、30、31の2から33まで、34の3若しくは36に掲げる物(以下「個人サンプリング法対象特化物」という。)及び鉛に係る測定。

- (2) 令別表第6の2第1号から第47号までに掲げる有機溶剤及び特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)第2条第3号の2に規定する特別有機溶剤(以下「有機溶剤等」という。)に係る測定で行われるもの。
- (3) 粉じん(遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。)に係る測定

3 基本的な考え方

- (1) 個人サンプリング法による作業環境測定を実施するか否かについては、事業者の任意の選択に委ねることとしており、個人サンプリング法による測定が可能となる作業については、個人サンプリング法及び従来の方法のいずれによっても問題ないこと。事業者は、当該選択に当たっては、衛生委員会等において労働者の意見も踏まえた上で十分に審議することが望ましいこと。
- (2) 個人サンプリング法による作業環境測定は、評価基準に基づき測定値を統計的に処理した評価値と測定対象物質の管理濃度とを比較して作業場の管理区分の決定を行うものであり、いわゆる個人ばく露測定には該当しないこと。

4 実施者

- (1) 事業者は、個人サンプリング法による作業環境測定に係るデザイン及びサンプリングを行うときは、個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定士に実施させること。
- (2) 事業者は、自ら作業環境測定を行うことができないときであって、個人サンプリング法による作業環境測定に係るデザイン及びサンプリングを行うときは、個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定機関又は指定測定機関(以下「測定機関等」という。)に委託すること。
- (3) 測定機関等は、個人サンプリング法による作業環境測定に係るデザイン及びサンプリングを行うときは、個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定士に実施させること。

第2 C測定の実施方法

事業者又は測定機関等は、次に掲げるところにより、C測定（測定基準第10条第5項第1号から第4号までの規定により行う測定（測定基準第11条第3項及び第13条第5項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）を実施すること。

1 C測定の趣旨及び単位作業場所

- (1) C測定は、単位作業場所（作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のために必要な区域をいう。以下同じ。）における気中有害物質の平均的な状態を把握するための測定であること。
- (2) C測定における単位作業場所は、個人サンプリング法の特性を踏まえると、労働者の作業中の行動範囲により、作業する区域が複数ある場合でも同一の単位作業場所となる場合があることから、従来のA測定（測定基準第2条第1項第1号から第2号までの規定により行う測定（測定基準第10条第4項、第10条の2第2項、第11条第2項及び第13条第4項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）の単位作業場所より広範囲となる場合があること。また、時間ごとに測定対象物質の濃度が大きく変動する作業場や複数の測定対象物質を使用する作業場等を時間的又は空間的に異なる単位作業場所として取り扱う必要があるかについては、従来の単位作業場所と同様の考え方で判断する必要があること。

2 試料空気の採取等及び均等ばく露作業

- (1) 試料空気の採取等は、単位作業場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いる方法により行うこと。なお、「試料採取機器等」の「等」には、検知管方式による測定機器が含まれること。
- (2) 試料採取機器等の装着は、単位作業場所において、労働者にばく露される第1の2（1）から（3）の物質（以下「測定対象物質」という。）の量がほぼ均一であると見込まれる作業ごとに、それぞれ、適切な数の労働者に対して行うこと。ただし、その数は、それぞれ、5人を下回ってはならないこと。
- (3) （2）の「ほぼ均一であると見込まれる作業」への該当の有無については、事前調査等により、単位作業場所における労働者の作業中の行動範囲、測定対象物質の分布等の状況等を踏まえて判断すること。
- (4) （2）の「適切な数の労働者」は、原則として単位作業場所にお

ける全ての労働者とするが、作業内容等の調査を踏まえ、単位作業場所におけるばく露状態を代表できる抽出方法を用いて抽出された数の労働者が含まれること。

- (5) 単位作業場所において作業に従事する労働者の数が5人を下回る場合にあっては、同一の労働者が同一の作業日のうち単位作業場所において作業に従事する時間を分割し、2以上の試料空気の採取等が行われたときは、当該試料空気の採取等は、当該2以上の採取された試料空気の数と同数の労働者に対して行われたものとみなすことができること。

3 試料空気の採取等の時間

- (1) 試料空気の採取等の時間は、単位作業場所において作業に従事する試料採取機器を装着する労働者が同一作業日のうち単位作業場所において作業に従事する全時間とすること。ただし、当該作業に従事する時間が2時間を超える場合であって、同一の作業を反復する等労働者にばく露される測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかなときは、2時間を下回らない範囲内で、当該試料空気の採取等の時間を短縮することができること。
- (2) (1)の「作業に従事する全時間」には、単位作業場所外において作業に従事する時間は含まれないこと。また、(1)の「試料空気の採取等の時間の短縮」は、作業に従事する時間が2時間を超える場合のみに認められるものであり、当該時間が2時間以下の場合には、当該作業の全時間について試料空気の採取等を行う必要があること。
- (3) 2(5)について、作業に従事する時間を分割して試料空気の採取等を行う際には、同一の労働者が同一の作業日のうち単位作業場所において作業に従事する全時間を均等に分割する必要があること。この場合、次の事項に留意すること。
- ア 測定精度の確保の観点から、測定の定量下限値が別紙1に掲げる測定対象物質の管理濃度の10分の1を上回ることがないように測定時間を確保する必要があること。
- イ 同一の労働者に複数の試料採取機器等を装着して同時に試料空気の採取等を行うことは、当該時間の分割には含まれないこと。

4 試料採取方法及び分析方法

試料採取方法及び分析方法は、測定対象物質の種類に応じて、別紙2に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び別紙2に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する

分析方法とすること。

第3 D測定の実施方法

事業者又は測定機関等は、次に掲げるところにより、D測定（測定基準第10条第5項第5号及び第6号の規定により行う測定（測定基準第11条第3項及び第13条第5項において準用する場合を含む。）をいう。以下同じ。）を実施すること。

1 趣旨

D測定は、C測定の結果を評価するだけでは労働者が有害物質への大きなばく露を受ける可能性を見逃すおそれのある作業が存在する場合に、有害物質の発散源に近接する場所における作業について測定を行う趣旨のものであること。

2 試料空気の採取等及び試料空気の採取等の時間

- (1) 測定対象物質の発散源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所がある場合に、測定対象物質の発散源に近接する場所において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いる方法により行うこと。
- (2) 試料空気の採取等は、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に行うこと。
- (3) 試料空気の採取等の時間は、連続した15分間とする必要があること。したがって、単位作業場所において作業に従事する労働者が1人であり、かつ当該者が同一の作業日のうち作業に従事する時間が15分未満の場合、個人サンプリング法は適用できないこと。

3 試料採取方法及び分析方法

試料採取方法及び分析方法は、測定対象物質の種類に応じて、別紙2に掲げる試料採取方法又はこれと同等以上の性能を有する試料採取方法及び別紙2に掲げる分析方法又はこれと同等以上の性能を有する分析方法とすること。

第4 個人サンプリング法による作業環境測定の結果の評価

事業者又は測定機関等は、次に掲げるところにより、個人サンプリング法による作業環境測定の結果の評価を行うこと。

1 評価値の計算

- (1) 同一の作業日についてのみ測定を行った場合

第1評価値及び第2評価値は、次の式により計算するものとする。

$$\log EC_1 = \log M_1 + 1.645\sqrt{\log^2 \sigma_1 + 0.084}$$

$$\log EC_2 = \log M_1 + 1.151(\log^2 \sigma_1 + 0.084)$$

これらの式において、 EC_1 、 M_1 、 σ_1 及び EC_2 は、それぞれ次の値を表すものとする。

EC_1 第1評価値

M_1 C測定の実測値の幾何平均値

σ_1 C測定の実測値の幾何標準偏差

EC_2 第2評価値

(2) 連続する2作業日（連続する2作業日について測定を行うことができない合理的な理由がある場合にあっては、必要最小限の間隔を空けた2作業日。以下同じ。）に測定を行った場合

第1評価値及び第2評価値は、次の式により計算することができる。

$$\log EC_1 = \frac{1}{2}(\log M_1 + \log M_2)$$

$$+ 1.645 \sqrt{\frac{1}{2}(\log^2 \sigma_1 + \log^2 \sigma_2) + \frac{1}{2}(\log M_1 - \log M_2)^2}$$

$$\log EC_2 = \frac{1}{2}(\log M_1 + \log M_2)$$

$$+ 1.151 \left\{ \frac{1}{2}(\log^2 \sigma_1 + \log^2 \sigma_2) + \frac{1}{2}(\log M_1 - \log M_2)^2 \right\}$$

これらの式において、 EC_1 、 M_1 、 M_2 、 σ_1 、 σ_2 及び EC_2 は、それぞれ次の値を表すものとする。

EC_1 第1評価値

M_1 1日目のC測定の実測値の幾何平均値

M_2 2日目のC測定の実測値の幾何平均値

σ_1 1日目のC測定の実測値の幾何標準偏差

σ_2 2日目のC測定の実測値の幾何標準偏差

EC_2 第2評価値

(3) 計算に当たっての留意事項

計算に当たっては、次の事項に留意すること。

ア 測定対象物質の濃度が当該測定で採用した試料採取方法及び分析方法によって求められる定量下限の値に満たない測定値がある

単位作業場所にあつては、当該定量下限の値を当該測定値とみなすこと。

イ 測定値が管理濃度の10分の1に満たない測定値がある単位作業場所にあつては、管理濃度の10分の1を当該測定値とみなすことができること。

ウ 有機溶剤等を2種類以上含有する混合物に係る単位作業場所にあつては、測定値ごとに、次の式により計算して得た換算値を当該測定値とみなして、区分を行うこと。この場合において、管理濃度に相当する値は、1とすること。

$$C = \frac{C_1}{E_1} + \frac{C_2}{E_2} + \dots\dots$$

この式において、 C 、 C_1 、 $C_2\dots\dots$ 及び E_1 、 $E_2\dots\dots$ は、それぞれ次の値を表すものとする。 C 換算値 C_1 、 $C_2\dots\dots$ 有機溶剤等の種類ごとの測定値 E_1 、 $E_2\dots\dots$ 有機溶剤等の種類ごとの管理濃度
--

2 測定結果の評価

測定結果の評価は、単位作業場所ごとに、次に掲げる場合に応じ、それぞれア及びイの表に掲げるところにより、第1管理区分から第3管理区分までに区分することにより行うものとする。なお、管理濃度は、測定対象物質の種類に応じて別紙1に掲げるところによること。

ア C測定のみを行った場合

C測定		
第1評価値 <管理濃度	第2評価値 ≤管理濃度 ≤第1評価値	第2評価値 >管理濃度
第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分

イ C測定及びD測定を行った場合

		C測定		
		第1評価値 ＜管理濃度	第2評価値 ≤管理濃度 ≤第1評価値	第2評価値 ＞管理濃度
D測定	D測定値 ＜管理濃度	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	管理濃度 ≤D測定値 ≤管理濃度×1.5	第2管理区分	第2管理区分	第3管理区分
	D測定値 ＞管理濃度×1.5	第3管理区分	第3管理区分	第3管理区分

第5 作業環境測定の結果の評価に基づく措置

事業者は、第4の2の区分に応じて次の措置を行うこと。

1 第3管理区分に区分された場所

(1) 直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第1管理区分又は第2管理区分となるようにしなければならないこと。

(2) (1)の措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について測定対象物質の濃度を測定し、その結果の評価を行わなければならないこと。

(3) (1)及び(2)のほか、第3管理区分に区分された場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るため必要な措置を講じなければならないこと。

(4) 第4の評価に係る記録、(1)の措置及び(3)の評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならないこと。

ア 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

イ 書面を労働者に交付すること。

ウ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

2 第2管理区分に区分された場所

(1) 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めな

ればならないこと。

(2) 第4の評価に係る記録及び(1)の措置を1の(4)に掲げるいずれかの方法によって労働者に周知しなければならないこと。

第6 作業環境測定の結果及びその評価の記録の保存

事業者は、次に掲げるところにより、作業環境測定の結果及びその評価の記録を保存すること。

1 測定結果

(1) 記録事項

測定対象物質の濃度の測定を行ったときは、その都度次の事項を記録すること。なお、ウの測定箇所においては、試料採取機器等を装着した労働者の氏名を記載する必要はなく、当該労働者を示す番号等(例：労働者①)を用いること。

ア 測定日時

イ 測定方法

ウ 測定箇所

エ 測定条件

オ 測定結果

カ 測定を実施した者の氏名

キ 測定結果に基づいて労働者の健康障害の予防措置を講じたときは、その措置の概要

(2) 記録の保存

記録の保存については、次のとおりとすること。

- ア 個人サンプリング法対象特化物及び鉛に係る測定については3年間。ただし、令別表第3第1号1、4から6までに掲げる物又は同表第2号3の2、5、6、8、8の2、13の2、15、15の2、19、19の4、19の5、23の2、23の3、26、27の2、30、31の2、32若しくは34の3に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等(特化則第36条第3項に規定するものをいう。)を製造する作業場及びクロム酸等を鉱石から製造する事業場においてクロム酸等を取り扱う作業場について行った令別表第3第2号11又は21に掲げる物に係る測定(以下「クロム酸等に係る測定」という。)については30年間。
- イ 有機溶剤等に係る測定については3年間。ただし、特別有機溶剤に係る測定については30年間。

2 測定結果の評価

(1) 記録事項

測定結果の評価を行ったときは、その都度次の事項を記録すること。

ア 評価日時

イ 評価箇所

ウ 評価結果

エ 評価を実施した者の氏名

(2) 記録の保存

記録の保存については、次のとおりとすること。

ア 個人サンプリング法対象特化物及び鉛に係る測定については3年間。ただし、令別表第3第1号6に掲げる物又は同表第2号5、6、8の2、13の2、15、15の2、19、19の4、19の5、23の2、23の3、27の2、30、31の2若しくは34の3に掲げる物に係る測定並びにクロム酸等に係る測定については30年間。

イ 有機溶剤等に係る測定については3年間。ただし、特別有機溶剤に係る測定については30年間。

管理濃度

1 個人サンプリング法対象特化物

法令 番号 (※)	物の種類	管理濃度
令別表第 3 第1号		
1	ジクロルベンジジン及びその塩	—
3	塩素化ビフェニル（別名 P C B）	0.01mg/m ³
4	オルトートリジン及びその塩	—
5	ジアニシジン及びその塩	—
6	ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして0.001mg/m ³
令別表第 3 第 2 号		
1	アクリルアミド	0.1mg/m ³
2	アクリロニトリル	2 ppm
3 の 2	インジウム化合物	—
5	エチレンオキシド	1 ppm
6	塩化ビニル	2 ppm
7	塩素	0.5ppm
8	オーラミン	—
8 の 2	オルトートルイジン	1 ppm
9	オルトーフタロジニトリル	0.01mg/m ³
10	カドミウム及びその化合物	カドミウムとして0.05mg/m ³
11	クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m ³
13	五酸化バナジウム	バナジウムとして0.03mg/m ³
13 の 2	コバルト及びその無機化合物	コバルトとして0.02mg/m ³
15	酸化プロピレン	2 ppm
15 の 2	三酸化二アンチモン	アンチモンとして0.1mg/m ³
16	シアン化カリウム	シアンとして 3 mg/m ³
17	シアン化水素	3 ppm
18	シアン化ナトリウム	シアンとして 3 mg/m ³
19	3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m ³

19の4	ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)	0.1mg/m ³
19の5	1, 1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm
20	臭化メチル	1 ppm
21	重クロム酸及びその塩	クロムとして0.05mg/m ³
22	水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く。)	水銀として0.025mg/m ³
23	トリレンジイソシアネート	0.005ppm
23の2	ナフタレン	10ppm
23の3	ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	ニッケルとして0.1mg/m ³
25	ニトログリコール	0.05ppm
26	パラ-ジメチルアミノアゾベンゼン	—
27	パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m ³
27の2	^ひ 砒素及びその化合物(アルシン及び ^ひ 砒化ガリウムを除く。)	^ひ 砒素として0.003mg/m ³
30	ベンゼン	1 ppm
31の2	ホルムアルデヒド	0.1ppm
32	マゼンタ	—
33	マンガン及びその化合物	マンガンとして0.05mg/m ³
34の3	リフラクトリーセラミックファイバー	5マイクロメートル以上の繊維として0.3本毎立方センチメートル
36	硫酸ジメチル	0.1ppm
備考	この表の管理濃度の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。	

(※)法令番号は、令別表第3の番号である。

2 鉛

物の種類	管理濃度
鉛及びその化合物	鉛として0.05mg／m ³
備考 この表の管理濃度の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。	

3 有機溶剤

法令 番号 (※)	物の種類	管理濃度
1	アセトン	500ppm
2	イソブチルアルコール	50ppm
3	イソプロピルアルコール	200ppm
4	イソペンチルアルコール（別名 イソアミルアルコール）	100ppm
5	エチルエーテル	400ppm
6	エチレングリコールモノエチル エーテル（別名セロソルブ）	5 ppm
7	エチレングリコールモノエチル エーテルアセテート（別名セロ ソルブアセテート）	5 ppm
8	エチレングリコールモノーノル マルーブチルエーテル（別名ブ チルセロソルブ）	25ppm
9	エチレングリコールモノメチル エーテル（別名メチルセロソル ブ）	0.1ppm
10	オルトージクロルベンゼン	25ppm
11	キシレン	50ppm
12	クレゾール	5 ppm
13	クロルベンゼン	10ppm
15	酢酸イソブチル	150ppm
16	酢酸イソプロピル	100ppm
17	酢酸イソペンチル（別名酢酸イ ソアミル）	50ppm
18	酢酸エチル	200ppm
19	酢酸ノルマルーブチル	150ppm
20	酢酸ノルマループロピル	200ppm
21	酢酸ノルマルーペンチル（別名 酢酸ノルマルーアミル）	50ppm
22	酢酸メチル	200ppm
24	シクロヘキサノール	25ppm
25	シクロヘキサノン	20ppm

28	1， 2－ジクロロエチレン（別 名二塩化アセチレン）	150ppm
30	N， N－ジメチルホルムアミド	10ppm
34	テトラヒドロフラン	50ppm
35	1， 1， 1－トリクロロエタン	200ppm
37	トルエン	20ppm
38	二硫化炭素	1 ppm
39	ノルマルヘキサン	40ppm
40	1－ブタノール	25ppm
41	2－ブタノール	100ppm
42	メタノール	200ppm
44	メチルエチルケトン	200ppm
45	メチルシクロヘキサノール	50ppm
46	メチルシクロヘキサノン	50ppm
47	メチル－ノルマル－ブチルケト ン	5 ppm
備考 この表の管理濃度の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃 度を示す。		

(※)法令番号は、令別表第6の2の番号である。

4 特別有機溶剤

法令 番号 (※)	物の種類	管理濃度
3の3	エチルベンゼン	20ppm
11の2	クロロホルム	3 ppm
18の2	四塩化炭素	5 ppm
18の3	1， 4－ジオキサン	10ppm
18の4	1， 2－ジクロロエタン（別名 二塩化エチレン）	10ppm
19の2	1， 2－ジクロロプロパン	1 ppm
19の3	ジクロロメタン（別名二塩化メ チレン）	50ppm
22の2	スチレン	20ppm

22の3	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）	1 ppm
22の4	テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）	25ppm
22の5	トリクロロエチレン	10ppm
33の2	メチルイソブチルケトン	20ppm
備考	この表の管理濃度の値は、温度25度、1気圧の空気中における濃度を示す。	

(※)法令番号は、令別表第3第2号の番号である。

5 粉じん

物の種類	管理濃度
一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = \frac{3.0}{1.19Q + 1}$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E 管理濃度（単位 mg/m³） Q 当該粉じんの遊離けい酸含有率（単位 パーセント）

試料採取方法及び分析方法

1 個人サンプリング法対象特化物

法令 番号 (※)	物の種類	試料採取方法	分析方法
令別表第 3 第1号			
1	ジクロルベンジジン及びその塩	液体捕集方法又はろ過捕集方法	一 液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 二 ろ過捕集方法にあっては、高速液体クロマトグラフ分析方法
3	塩素化ビフェニル（別名 P C B）	液体捕集方法、固体捕集方法又は固体捕集方法及びろ過捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
4	オルトトリジン及びその塩	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法
5	ジアニシジン及びその塩	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあっては、ガスクロマトグラフ分析方法
6	ベリリウム及びその化合物	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法、原子吸光分析方法又は蛍光光度分析方法
令別表第 3 第 2 号			
1	アクリルアミド	固体捕集方法及びろ過捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
2	アクリロニトリル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあっては、吸光光度分析方法

			二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
3の2	インジウム化合物	測定基準第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法	誘導結合プラズマ質量分析方法
5	エチレンオキシド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
6	塩化ビニル	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
7	塩素	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、高速液体クロマトグラフ分析方法
8	オーラミン	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法
8の2	オルトートルイジン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
9	オルトーフタロジニトリル	固体捕集方法及びろ過捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
10	カドミウム及びその化合物	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
11	クロム酸及びその塩	液体捕集方法又はろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
13	五酸化バナジウム	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
13の2	コバルト及びその無機化合物	ろ過捕集方法	原子吸光分析方法
15	酸化プロピレン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
15の2	三酸化二アンチモン	ろ過捕集方法	原子吸光分析方法
16	シアン化カリウム	液体捕集方法又は液体捕集方法及びろ過捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法

			二 液体捕集方法及びろ過捕集方法にあつては、イオン電極分析方法
17	シアン化水素	液体捕集方法、固体捕集方法又は液体捕集方法及びろ過捕集方法	一 液体捕集方法又は固体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 液体捕集方法及びろ過捕集方法にあつては、イオン電極分析方法
18	シアン化ナトリウム	液体捕集方法又は液体捕集方法及びろ過捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 液体捕集方法及びろ過捕集方法にあつては、イオン電極分析方法
19	3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
19の4	ジメチル-2, 2-ジクロロビニルホスフェイト (別名DDVP)	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
19の5	1, 1-ジメチルヒドラジン	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
20	臭化メチル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
21	重クロム酸及びその塩	液体捕集方法又はろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
22	水銀及びその無機化合物 (硫化水銀を除く。)	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法

			二 固体捕集方法にあつては、原子吸光分析方法
23	トリレンジイソシアネート	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、高速液体クロマトグラフ分析方法
23の2	ナフタレン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
23の3	ニッケル化合物 (ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	ろ過捕集方法	原子吸光分析方法又は誘導結合プラズマ質量分析方法
25	ニトログリコール	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
26	パラージメチルアミノアゾベンゼン	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法
27	パラニトロクロルベンゼン	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
27の2	^ひ 砒素及びその化合物（アルシン及び ^ひ 砒化ガリウムを除く。）	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
30	ベンゼン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、

			ては、ガスクロマトグラフ分析方法
31の2	ホルムアルデヒド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法又は高速液体クロマトグラフ分析方法
32	マゼンタ	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法
33	マンガン及びその化合物	測定基準第二条第二項の要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法
34の3	リフラクトリーセラミックファイバー	ろ過捕集方法	計数方法
36	硫酸ジメチル	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法

(※) 法令番号は、令別表第3の番号である。

2 鉛

物の種類	試料採取方法	分析方法
鉛及びその化合物	ろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法

3 有機溶剤

法令番号(※)	物の種類	試料採取方法	分析方法
1	アセトン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
2	イソブチルアルコール	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

3	イソプロピルアルコール	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
4	イソペンチルアルコール（別名イソアミルアルコール）	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
5	エチルエーテル	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
6	エチレングリコールモノエチルエーテル（別名セロソルブ）	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
7	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート（別名セロソルブアセテート）	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
8	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル（別名ブチルセロソルブ）	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
9	エチレングリコールモノメチルエーテル（別名メチルセロソルブ）	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
10	オルトージクロルベンゼン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
11	キシレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法

			二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
12	クレゾール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
13	クロルベンゼン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
15	酢酸イソブチル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
16	酢酸イソプロピル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
17	酢酸イソペンチル (別名酢酸イソアミル)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
18	酢酸エチル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
19	酢酸ノルマルブチル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
20	酢酸ノルマルプロピル	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法

			二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
21	酢酸ノルマルーペンチル（別名酢酸ノルマルーアミル）	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
22	酢酸メチル	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
24	シクロヘキサノール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
25	シクロヘキサノン	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
28	1，2－ジクロルエチレン（別名二塩化アセチレン）	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
30	N，N－ジメチルホルムアミド	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
34	テトラヒドロフラン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
35	1，1，1－トリクロルエタン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
37	トルエン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法

38	二硫化炭素	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法又はガスクロマトグラフ分析方法 三 直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
39	ノルマルヘキサン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
40	1－ブタノール	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
41	2－ブタノール	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
42	メタノール	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
44	メチルエチルケトン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法

45	メチルシクロヘキサノール	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
46	メチルシクロヘキサノン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
47	メチルノルマルブチルケトン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

(※)法令番号は、令別表第6の2の番号である。

4 特別有機溶剤

法令 番号 (※)	物の種類	試料採取方法	分析方法
3の3	エチルベンゼン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
11の2	クロロホルム	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
18の2	四塩化炭素	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
18の3	1, 4-ジオキサン	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
18の4	1, 2-ジクロロエタン (別名二塩化エチレン)	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
19の2	1, 2-ジクロロプロパン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
19の3	ジクロロメタン (別名二塩化メチレン)	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法

22の2	スチレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
22の3	1, 1, 2, 2-テトラクロロエタン（別名四塩化アセチレン）	液体捕集方法又は固体捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
22の4	テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）	固体捕集方法又は直接捕集方法	ガスクロマトグラフ分析方法
22の5	トリクロロエチレン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法
33の2	メチルイソブチルケトン	液体捕集方法、固体捕集方法又は直接捕集方法	一 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 二 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、ガスクロマトグラフ分析方法

(※) 法令番号は、令別表第3第2号の番号である。

5 粉じん

物の種類	試料採取方法	遊離けい酸含有率測定方法
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	イ 分粒装置を用いるろ過捕集方法及び重量分析方法 ロ 相対濃度指示方法（当該単位作業場所におけ	エックス線回折分析方法又は重量分析方法

	る一以上の測定点においてイに掲げる方法を同時に行うことによって得られた数値又は厚生労働省労働基準局長が示す数値を質量濃度変換係数として使用する場合に限る。)	
--	--	--

基 発 0410 第 3 号
令和 6 年 4 月 10 日

別記団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に
関するガイドラインの一部改正について

標記については、作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 8 号）及び作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和 2 年厚生労働省告示第 18 号）が、令和 2 年 1 月 27 日に公布及び告示され、令和 3 年 4 月 1 日から個人サンプリング法による作業環境測定が選択的に実施できることとなるとともに、「個人サンプリング法による作業環境測定及びその結果の評価に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定したところです。

今般、作業環境測定基準等の一部を改正する告示（令和 6 年厚生労働省告示第 187 号）が、令和 6 年 4 月 10 日に告示され、令和 7 年 1 月から個人サンプリング法の測定対象物質等が拡大されるため、併せてガイドラインの一部を別添 1（新旧対照表）のとおり改正し、改正後のガイドラインは別添 2 のとおりとなります。

各団体におかれては、会員事業者に対し、ガイドラインの改正内容を周知いただきますようお願い申し上げます。

中央労働災害防止協会	一般社団法人日本ダイカスト協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会	一般社団法人日本鉄鋼連盟
一般財団法人食品産業センター	一般社団法人日本溶接協会
一般社団法人日本食品機械工業会	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
一般社団法人セメント協会	一般社団法人日本電機工業会
せんい強化セメント板協会	一般社団法人日本照明工業会
化成品工業協会	一般財団法人日本陶業連盟
一般社団法人全国建築コンクリートブロック工業会	一般社団法人日本皮革産業連合会
全国段ボール工業組合連合会	石油化学工業協会
全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	一般社団法人日本ゴム工業会
全日本紙製品工業組合	日本ソーダ工業会
電機・電子・情報通信産業経営者連盟	一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本アルミニウム協会	日本化学繊維協会
一般社団法人日本ガス協会	一般社団法人日本化学物質安全・情報センター
電気事業連合会	日本化粧品工業連合会
一般社団法人日本電気協会	日本製薬団体連合会
一般社団法人日本動力協会	日本石鹼洗剤工業会
日本プラスチック工業連盟	一般社団法人日本塗料工業会
一般社団法人日本ベアリング工業会	日本肥料アンモニア協会
一般社団法人日本印刷産業連合会	日本無機薬品協会
日本火薬工業会	硫酸協会
一般社団法人日本機械工業連合会	日本鋁業協会
一般社団法人日本金属プレス工業協会	一般社団法人日本自動車整備振興会連合会
一般社団法人日本建設機械工業会	公益社団法人全国産業資源循環連合会
日本光学工業協会	一般社団法人日本くん蒸技術協会
一般社団法人日本工作機械工業会	公益社団法人日本洗浄技能開発協会
一般社団法人日本産業・医療ガス協会	石油連盟
一般社団法人日本産業機械工業会	一般社団法人日本経済団体連合会
日本酸化チタン工業会	日本商工会議所
一般社団法人日本自動車車体工業会	全国商工会連合会
一般社団法人日本自動車部品工業会	一般社団法人日本ボイラ協会
一般社団法人日本ボイラ整備据付協会	一般社団法人日本クレーン協会
一般社団法人日本造船協力事業者団体連合会	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会
一般社団法人日本造船工業会	公益財団法人安全衛生技術試験協会
一般社団法人日本鍛圧機械工業会	公益社団法人産業安全技術協会
一般社団法人日本鍛造協会	一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会
一般社団法人日本中小型造船工業会	公益社団法人建設荷役車両安全技術協会
一般社団法人日本鑄造協会	一般社団法人全国登録教習機関協会
一般社団法人全国鐵構工業協会	公益社団法人日本保安用品協会
普通鋼電炉工業会	公益財団法人産業医学振興財団

公益社団法人全国労働衛生団体連合会
公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
公益社団法人日本医師会
公益社団法人日本作業環境測定協会
公益社団法人日本歯科医師会
全国社会保険労務士会連合会
一般社団法人日本工業炉協会
日本高温断熱ウール工業会
アクリル酸エステル工業会
一般財団法人 F A 財団
一般財団法人エンジニアリング協会
一般財団法人首都高速道路協会
一般財団法人製造科学技術センター
一般財団法人先端加工機械技術振興協会
一般財団法人大日本蚕糸会
一般財団法人日本カメラ財団
一般財団法人日本軸受検査協会
一般財団法人日本船舶技術研究協会
一般財団法人日本溶接技術センター
一般財団法人マイクロマシンセンター
一般社団法人アルコール協会
一般社団法人海洋水産システム協会
一般社団法人家庭電気文化会
一般社団法人火力原子力発電技術協会
一般社団法人軽金属製品協会
一般社団法人コンクリートポール・パイル協会
一般社団法人色材協会
一般社団法人自転車協会
一般社団法人潤滑油協会
一般社団法人新金属協会
一般社団法人全国石油協会
一般社団法人全国中小貿易業連盟
一般社団法人全国木質セメント板工業会
一般社団法人全日本航空事業連合会
一般社団法人ソーラーシステム振興協会
一般社団法人電気協同研究会
一般社団法人電気設備学会
一般社団法人電子情報技術産業協会
一般社団法人電池工業会
一般社団法人日本アスファルト合材協会

一般社団法人日本アスファルト乳剤協会
一般社団法人日本アルミニウム合金協会
一般社団法人日本医療機器工業会
一般社団法人日本医療機器産業連合会
一般社団法人日本医療法人協会
一般社団法人日本印刷産業機械工業会
一般社団法人日本エアゾール協会
一般社団法人日本エルピーガスプラント協会
一般社団法人日本エレベータ協会
一般社団法人日本オーディオ協会
一般社団法人日本陸用内燃機関協会
一般社団法人日本音響材料協会
一般社団法人日本化学品輸出入協会
一般社団法人日本画像医療システム工業会
一般社団法人日本金型工業会
一般社団法人日本硝子製品工業会
一般社団法人日本機械設計工業会
一般社団法人日本絹人織織物工業会
一般社団法人日本金属屋根協会
一般社団法人日本グラフィックサービス工業会
一般社団法人日本計量機器工業連合会
一般社団法人日本毛皮協会
一般社団法人日本建設機械レンタル協会
一般社団法人日本建築材料協会
一般社団法人日本建築板金協会
一般社団法人日本港運協会
一般社団法人日本航空宇宙工業会
一般社団法人日本工作機器工業会
一般社団法人日本合成樹脂技術協会
一般社団法人日本サッシ協会
一般社団法人日本産業車両協会
一般社団法人日本自動車機械器具工業会
一般社団法人日本自動車機械工具協会
一般社団法人日本自動車タイヤ協会
一般社団法人日本自動認識システム協会
一般社団法人日本自動販売システム機械工業会
一般社団法人日本試薬協会
一般社団法人日本写真映像用品工業会
一般社団法人日本繊維機械協会
一般社団法人日本染色協会

一般社団法人日本船舶電装協会
一般社団法人日本タンナーズ協会
一般社団法人日本チタン協会
一般社団法人日本鉄塔協会
一般社団法人日本鉄リサイクル工業会
一般社団法人日本電化協会
一般社団法人日本電気計測器工業会
一般社団法人日本電気制御機器工業会
一般社団法人日本電子回路工業会
一般社団法人日本電子デバイス産業協会
一般社団法人日本電力ケーブル接続技術協会
一般社団法人日本銅センター
一般社団法人日本時計協会
一般社団法人日本内燃力発電設備協会
一般社団法人日本ねじ工業協会
一般社団法人日本農業機械工業会
一般社団法人日本配線システム工業会
一般社団法人日本配電制御システム工業会
一般社団法人日本船用機関整備協会
一般社団法人日本歯車工業会
一般社団法人日本バルブ工業会
一般社団法人日本パレット協会
一般社団法人日本半導体製造装置協会
一般社団法人日本非破壊検査工業会
一般社団法人日本表面処理機材工業会
一般社団法人日本フードサービス協会
一般社団法人日本フルードパワー工業会
一般社団法人日本分析機器工業会
一般社団法人日本粉体工業技術協会
一般社団法人日本ベッ甲協会
一般社団法人日本防衛装備工業会
一般社団法人日本望遠鏡工業会
一般社団法人日本縫製機械工業会
一般社団法人日本包装機械工業会
一般社団法人日本ホームヘルス機器協会
一般社団法人日本保温保冷工業協会
一般社団法人日本マリン事業協会
一般社団法人日本民営鉄道協会
一般社団法人日本綿花協会
一般社団法人日本木工機械工業会

一般社団法人日本溶接容器工業会
一般社団法人日本溶融亜鉛鍍金協会
一般社団法人日本猟用資材工業会
一般社団法人日本旅客船協会
一般社団法人日本臨床検査薬協会
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会
一般社団法人日本冷凍空調工業会
一般社団法人日本冷凍空調設備工業連合会
一般社団法人日本綿業倶楽部
一般社団法人農業電化協会
一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
印刷インキ工業連合会
印刷工業会
ウレタン原料工業会
押出発泡ポリスチレン工業会
可塑剤工業会
硝子繊維協会
関西化学工業協会
協同組合資材連
研削砥石工業会
公益財団法人N S Kメカトロニクス技術高度化財団
公益財団法人工作機械技術振興財団
公益社団法人インテリア産業協会
公益社団法人自動車技術会
公益社団法人日本煙火協会
公益社団法人日本化学会環境・安全推進委員会
公益社団法人日本歯科技工士会
公益社団法人日本木材保存協会
公益社団法人有機合成化学協会
合成樹脂工業協会
高発泡ポリエチレン工業会
触媒工業協会
触媒資源化協会
全国グラビア協同組合連合会
全国クリーニング生活衛生同業組合連合会
全国興行生活衛生同業組合連合会
全国自動ドア協会
全国醸造機器工業組合
全国製菓機器商工協同組合
全国製菓厨房機器原材料協同組合

全国ミシン商工業協同組合連合会	日本吹出口工業会
全国鍍金工業組合連合会	日本スチレン工業会
全日本印刷工業組合連合会	日本精密機械工業会
全日本革靴工業協同組合連合会	日本精密測定機器工業会
全日本シール印刷協同組合連合会	日本石鹼洗剤工業組合
全日本スクリーン・デジタル印刷協同組合連合会	日本ゼラチン・コラーゲン工業組合
全日本製本工業組合連合会	日本繊維板工業会
全日本電気工事業工業組合連合会	日本暖房機器工業会
全日本爬虫類皮革産業協同組合	日本チエーン工業会
全日本プラスチック製品工業連合会	日本陶磁器工業協同組合連合会
全日本木工機械商業組合	日本内航海運組合総連合会
ダイヤモンド工業協会	日本内燃機関連合会
電気硝子工業会	日本難燃剤協会
天然ガス鋤業会	日本パーマネントウェーブ液工業組合
ニッケル協会東京事務所	日本歯磨工業会
日本圧力計温度計工業会	日本ビニル工業会
日本オートケミカル工業会	日本弗素樹脂工業会
日本界面活性剤工業会	日本ボイラー・圧力容器工業組合
日本ガスメーター工業会	日本ポリオレフィンフィルム工業組合
日本家庭用洗浄剤工業会	日本メンテナンス工業会
日本硝子計量器工業協同組合	日本木材防腐工業組合
日本ガラスびん協会	日本溶剤リサイクル工業会
日本革類卸売事業協同組合	日本浴用剤工業会
日本機械工具工業会	農薬工業会
日本機械鋸・刃物工業会	発泡スチロール協会
日本建築仕上材工業会	光触媒工業会
日本顕微鏡工業会	ポリカーボネート樹脂技術研究会
日本高圧ガス容器バルブ工業会	モノレール工業協会
日本光学測定機工業会	一般社団法人日本食品添加物協会
日本工業塗装協同組合連合会	カーボンブラック協会
日本工作機械販売協会	一般社団法人産業環境管理協会
日本合板工業組合連合会	押出成形セメント板協会
日本香料工業会	一般財団法人建設業振興基金
日本ゴム履物協会	一般財団法人石炭フロンティア機構
日本産業洗浄協議会	一般社団法人日本在外企業協会
日本室内装飾事業協同組合連合会	一般社団法人仮設工業会
日本自動車輸入組合	一般社団法人カメラ映像機器工業会
日本自動販売機保安整備協会	一般社団法人軽仮設リース業協会
日本酒造組合中央会	一般社団法人建設産業専門団体連合会
日本真空工業会	一般社団法人合板仮設材安全技術協会

一般社団法人住宅生産団体連合会
一般社団法人住宅リフォーム推進協議会
一般社団法人全国スーパーマーケット協会
一般社団法人全国クレーン建設業協会
一般社団法人全国建設業協会
一般社団法人全国中小建設業協会
一般社団法人全国中小建築工事業団体連合会
一般社団法人全国防水工事業協会
一般社団法人全日本建築士会
一般社団法人送電線建設技術研究会
一般社団法人電力土木技術協会
一般社団法人日本電設工業協会
一般社団法人日本アミューズメント産業協会
一般社団法人日本基礎建設協会
一般社団法人日本空調衛生工事業協会
一般社団法人日本建設業連合会
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会
一般社団法人日本砂利協会
一般社団法人日本私立医科大学協会
一般社団法人日本損害保険協会
一般社団法人日本大ダム会議
一般社団法人日本DIY・ホームセンター協会
一般社団法人日本道路建設業協会
一般社団法人日本塗装工業会
一般社団法人日本鳶工業連合会
一般社団法人日本左官業組合連合会
一般社団法人日本病院会
一般社団法人日本ビルヂング協会連合会
一般社団法人日本貿易会
一般社団法人プレハブ建築協会
欧州ビジネス協会医療機器・IVD委員会
吸水性樹脂工業会
協同組合日本製パン製菓機械工業会
建設業労働災害防止協会
建設労務安全研究会
公益財団法人油空圧機器技術振興財団
公益財団法人日本小型貫流ボイラー協会
公益社団法人全国解体工事業団体連合会
公益社団法人全国ビルメンテナンス協会
公益社団法人全日本トラック協会

公益社団法人日本サイン協会
公益社団法人全日本病院協会
公益社団法人全日本不動産協会
公益社団法人日本建築家協会
公益社団法人日本建築士会連合会
公益社団法人日本精神科病院協会
公益社団法人日本プラントメンテナンス協会
全国仮設安全事業協同組合
一般社団法人全国ガラス外装クリーニング協会連合
会
全国建設業協同組合連合会
全国段ボール工業組合連合会
全国トラックターミナル協会
一般社団法人 日本医薬品添加剤協会
日本LPガス協会
日本建築仕上学会
一般社団法人日本試験機工業会
一般社団法人日本鋳鍛鋼会
日本輸入化粧品協会
一般社団法人日本窯業外装材協会
日本羊毛産業協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
ロックウール工業会
一般社団法人JATI協会
一般社団法人日本科学飼料協会
FRP防水材工業会
合成高分子ルーフィング工業会
日本ウレタン建材工業会
日本塗り床工業会
エンブラ技術連合会
協同組合日本飼料工業会
日本パウダーコーティング協同組合
一般社団法人石膏ボード工業会
一般社団法人ALC協会
インテリアフロア工業会
一般社団法人日本溶接材料工業会
公益社団法人日本通信販売協会
オール日本スーパーマーケット協会
一般社団法人日本スーパーマーケット協会
一般社団法人日本ショッピングセンター協会

一般社団法人日本百貨店協会
一般社団法人日本リユース業協会
一般社団法人セーフアーインターネット協会
一般社団法人ECネットワーク
オンラインマーケットプレイス協議会
珪藻土活用推進全国協議会
一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会
一般社団法人 日本繊維状物質研究協会
一般社団法人 日本船用工業会
日本労働組合総連合会
全国建設労働組合総連合
一般社団法人全日本工務店協会
建築物石綿含有建材調査者協会
一般社団法人マンション計画修繕施工協会
公益社団法人日本水道協会
一般社団法人日本鉄道施設協会
板硝子協会
一般財団法人化学物質評価研究機構
一般財団法人日本皮革研究所
一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター
一般社団法人強化プラスチック協会
一般社団法人全国 L P ガス協会
一般社団法人全国警備業協会
一般社団法人全日本マリンサプライヤーズ協会
一般社団法人大日本水産会
一般社団法人電気通信協会
一般社団法人日本オプトメカトロニクス協会
一般社団法人日本科学機器協会
一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会
一般社団法人日本機械土工協会
一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
一般社団法人日本建設機械施工協会
一般社団法人日本コミュニティーガス協会
一般社団法人日本自動車工業会
一般社団法人日本伸銅協会
一般社団法人日本倉庫協会
一般社団法人日本測量機器工業会
一般社団法人日本中小企業団体連盟
一般社団法人日本ばね工業会
一般社団法人日本芳香族工業会

一般社団法人日本ロボット工業会
一般社団法人不動産協会
一般社団法人プラスチック循環利用協会
一般社団法人林業機械化協会
ウレタンフォーム工業会
塩ビ工業・環境協会
クロロカーボン衛生協会
建設廃棄物協同組合
公益社団法人日本セラミックス協会
公益社団法人日本電気技術者協会
公益社団法人日本ボウリング場協会
合成ゴム工業会
コンクリート用化学混和剤協会
酢ビ・ポパール工業会
写真感光材料工業会
ステンレス協会
全国機械用刃物研磨工業協同組合
全国タイヤ商工協同組合連合会
全国中小企業団体中央会
全国土壌改良資材協議会
一般社団法人 全国農業協同組合中央会
全日本光沢化工紙協同組合連合会
電線工業経営者連盟
独立行政法人労働者健康安全機構
トラクター懇話会
奈良県毛皮革協同組合連合会
日本エアゾールヘアーラッカー工業組合
日本 A B S 樹脂工業会
日本ガソリン計量機工業会
日本家庭用殺虫剤工業会
日本靴工業会
日本グラフィックコミュニケーションズ工業組合連合会
日本製缶協会
日本製紙連合会
日本接着剤工業会
日本チェーンストア協会
日本バーミキュライト工業会
日本フォーム印刷工業連合会
日本フォームスチレン工業組合
日本部品供給装置工業会

日本プラスチック機械工業会
日本フルオロカーボン協会
日本ヘアカラー工業会
日本PETフィルム工業会
日本防疫殺虫剤協会
日本紡績協会
日本有機過氧化物工業会
一般社団法人 米国医療機器・IVD工業会
林業・木材製造業労働災害防止協会
一般社団法人日本防水材料協会
一般社団法人建築防水安全品質協議会
日本珪藻土日用雑貨製造協会
一般社団法人 日本環境測定分析協会
全国アスベスト適正処理協議会
日本外壁防水材工業会
日本製薬工業協会
日本食品洗浄剤衛生協会
日本自動車車体整備協同組合連合会
全国自動車整備協業協同組合協議会
日本集成材工業協同組合
全国天然木化粧単合板工業協同組合連合会
一般社団法人全国LVL協会
公益社団法人日本食品衛生協会
全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会
一般社団法人日本清掃技術者協会
日本フローアポリッシュ工業会